

第20回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成25年5月24日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者 江口嘉則（農業）
片瀨明子（佐賀市企画調査部男女共同参画課長）
角隆博（佐賀地方裁判所長）
西かおり（佐賀県立唐津特別支援学校副校長）
堀正俊（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）
宮島文邦（佐賀地方裁判所唐津支部長）
森永太郎（佐賀地方検察庁次席検事）
山津善保（佐賀県医師会医師）

② 家裁委員会委員

出席者 宇都宮忠（株式会社佐賀新聞社論説委員）
金子隆雄（佐賀家庭裁判所判事）
小西みも恵（国立大学法人佐賀大学経済学部准教授）
駒方琢也（佐賀地方検察庁検事）
角隆博（佐賀家庭裁判所長）
成富典光（佐賀市保健福祉部福祉総務課長）
前田幸代（佐賀県PTA連合会母親委員）

(2) 説明担当者

佐賀簡易裁判所 服巻久簡易裁判所判事

佐賀簡易裁判所 加藤 優簡易裁判所判事

〃 豊田一生庶務課長

(3) 庶務

平田浩司地裁総務課長，宮下美和家裁総務課長

4 議事

全体協議（テーマ「民事調停」）

(1) 模擬調停（敷金返還請求調停事件）

説明担当者から，民事調停制度の概要の説明がなされた後，民事調停委員2名及び職員4名による配役で模擬調停を実施した。

(2) 意見交換

（文中，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，■は説明担当者等の発言）

■（委員長）

ご覧いただいた模擬調停は，委員の皆様はその流れを理解していただくために，民事調停が成立した事例をある程度簡略化したものであるが，実際の民事調停では，苦勞する場面も少なくない。

■民事調停のメリットが顕在化した事例として，申立人が隣地の所有者である相手方に慰謝料を請求するという事例において，民事訴訟であれば，金銭で慰謝をする必要のある損害の有無の認定といった一面的な解決が得られるのみであるが，民事調停では柔軟な解決策を講じることが可能であることから，実際に当事者が解決を求めていることの究明につながり，それに沿った解決策の提示を行う機会が得られた。

■（委員長）

民事訴訟における判決は，当事者が求めた事項に限って判断を下すことになるところ，民事調停の場合は，柔軟な解決を図ることができるというメリットがある。

○民事調停において、相手方が呼出しに応じなかった場合はどうするのか。

また、民事調停では、申立人と相手方が同席しないのが原則なのか。

それから、民事調停の申立てがあった場合には、個別の事件に応じて、最初から専門的な知識を持った民事調停委員を指定するのか。

■民事調停は、話し合いが基本であり、相手方が呼出しに応じなかった場合でも働きかけ等を行わず、何度か呼出しをして応じなければ、民事調停は成立する見込みがないと判断され、終局することになる。

また、民事調停における当事者の同席については、調停委員会の個別の判断により運用されている。

専門的知識が必要な民事調停事件においては、通常、当該専門分野の民事調停委員を最初から指定する。ただし、民事調停の途中で、新たな専門分野の民事調停委員が必要となったときは、その時点で指定する場合もある。

○民事調停は、市民感覚を活かして紛争を解決するという面より、専門知識をもって解決するという面が強いのか。

■個別の事件による。

■（委員長）

金銭貸借や売買代金の支払いなどのように一般の社会常識を反映すべき事件が多く、必ずしも専門性を有する事件が多いとは思われない。

■佐賀簡裁における平成24年度の調停事件で多いのは、金銭貸借、売買代金、交通事故以外の損害賠償、不動産に関わる事件や男女間のトラブルであり、必ずしも専門分野の民事調停委員（以下「専門家調停委員」という。）を要する事件ばかりではない。

■（委員長）

事件性を有する事件ということでは、医師会においても、医療紛争を解決する機関があると聞いたが、いかがか。

○県の医師会が弁護士と契約を結ぶ形もあり、医療訴訟に関しての対応は、医師会でも整えているところである。相談件数は把握していないが、そんなに多くはなかったと記憶している。

■（委員長）

公正な第三者が関与して話し合いの斡旋をすることをADRというが、裁判所における調停も司法型ADRとされ、ADRの一種である。行政型ADRとして、自治体の消費生活センターがあるが、その点いかがか。

○市では、生活関係で相談を受けるが、関係機関を紹介するのが限度であるように感じる。委託などにより、弁護士が相談員となっている場合は、さらに踏み込んだ助言等もしているのではないかと思われる。

■（委員長）

実際に民事調停を担当されている服巻裁判官の方で、実情を紹介していただきたい。

■通常、民事調停は、民事調停委員に当事者の言い分を事情聴取してもらうところから始まる。中には、理解に悩むものや法律的な解釈が難しいものもあるが、裁判官としては、必要に応じて民事調停委員と相談や協議をしながら、柔軟な解決を図っているところである。

○民事調停委員の選任方法及び佐賀市内における人数を教えてください。

■佐賀簡裁の民事調停委員は30名おり、このうち専門家調停委員は15名である。任命期は、毎年4月と10月の2回あり、任命期に自薦又は他薦された方の中から任命している。

○民事調停の成立の割合はどのくらいか。また、民事調停が不成立の場合は、ほとんど民事訴訟に移行するのか。

■佐賀簡裁における民事調停の成立の割合は、平成24年度、23年度とも約2割である。また、法17条決定の割合は、平成24年度は約3割、

平成23年度は、約5割であり、調停成立と法17条決定の割合を合わせると、平成24年度は5割を超え、平成23年度は約7割となっている。法17条決定が多いのは特定調停の場合であり、特定調停事件では、債権者が東京や大阪などの遠隔地のため、法17条決定が多い。

また、不成立になった民事調停が民事訴訟に移行した件数は、統計がないため不明である。ただ、平成24年度における民事調停が不成立になった割合は約3割であった。

■（委員長）

一般の方に民事調停をさらに利用していただくためには、どのような取り組みが考えられるか、裁判所が取り組んでいる民事調停制度の広報活動について紹介した上で、ご意見をいただきたい。

■平成23年と比べると、窓口相談、手続案内を求める来庁者が減少している実態から、昨年、消費生活センター、法テラス佐賀、宅建協会や司法書士会などに訪問し、民事調停制度の説明を行うとともに、他の相談機関における相談件数の推移、相談内容等の確認を行った。消費生活センターの年間相談件数は8千件程度であるが、多重債務等の相談は減少傾向にある一方、インターネットを介する不当請求等に関する相談が増加傾向にあるということであり、相談件数が大幅に減少していることはないということであった。法テラス佐賀は、法テラスの認知度が上がるにつれて、相談件数は増加しており、やはり、多重債務等の相談は減少傾向にあつて、家事の相談が増加しているということだった。このほか、宅建協会や司法書士会は相談件数に変動はないということであったが、やはり、司法書士会も多重債務等の相談は減少傾向にあるということだった。

■裁判所では、法の日週間行事として、調停協会との共催で無料調停相談会を実施している。昨年度は、調停制度90周年記念行事の一環として、模擬調停を実施した。本年度も、無料調停相談会及び模擬調停の実施を予

定している。

○民事調停の制度趣旨が広く浸透していないことに問題があり，民事調停制度が，学生から一般の方まで幅広く気軽に使える制度であると分かれば，利用が増えるのではないか。

○調停という言葉は知っていても，その内容を知る機会は少ない。安い費用である上，非公開で紛争の解決ができるということであり，身近な存在になりうると思う。裁判での判決は敷居が高く感じるどころ，調停は，勝敗ではなく，話し合いによって折り合いをつけることができるという点を利点として情報発信していただければ，より身近に感じるのではないか。

5 次回の予定

(1) 日程

平成25年11月15日（金）午後1時30分から（地裁委員会，家裁委員会合同開催）

(2) 意見交換テーマ

「裁判員裁判について」（仮題）